

# 指定計画相談支援 重要事項説明書

平成30年4月1日版

本重要事項説明書は、乙訓若竹苑が行う、相談支援事業の利用を希望される方に対し、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の規定に基づき、事業の概要や提供するサービスの内容、利用上ご注意いただきたいことを説明するものです。

## 1 設置・運営主体

- 名称 乙訓福祉施設事務組合
- 所在地 〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8
- 電話番号 075-954-6507 (FAX 958-1639)
- 代表者氏名 管理者 安田 守 (向日市長)
- 設立年月日 昭和49年10月23日

## 2 乙訓若竹苑の概要

- 所在地 〒617-0813 長岡京市井ノ内西ノ口17-8
- 電話番号 075-954-6501 (FAX 075-954-6588)
- メールアドレス otsufukuwakatakeen@lake.ocn.ne.jp
- HPアドレス <http://www.otsufuku.com>
- 管理責任者 施設長 石野 功一
- 開設年月日 昭和58年4月1日
- 事業開始年月日 平成26年4月1日
- 事業の種類 指定特定相談支援事業

## (8) 事業の目的

障がい者並びにそのご家族などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、安心して日常生活又は社会生活を営むこと並びにご本人やそのご家族の地域における生活を支援し、自立と社会参加の促進を図ることを目的としています。

### 3 運営方針

- (1) 乙訓若竹苑は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう配慮します。
- (2) 乙訓若竹苑は、利用者及びそのご家族の選択に基づき適切な保健、医療、福祉等のサービスが多様な事業所から総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。
- (3) 乙訓若竹苑は利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に偏ることのないよう、公正中立に行います。
- (4) 乙訓若竹苑は市町村及び多様な事業者との連携を図り、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努めるとともに、自らその提供する指定特定相談支援の評価を行い、常にその改善を図ります。
- (5) 乙訓若竹苑は、関係法令等を遵守し事業を実施します。

### 4 事業日及び事業実施時間

事業日 月曜日から金曜日（祝祭日休苑）  
事業実施時間 午前8時30分から午後5時15分までとします。

### 5 休業期間

12月29日から1月3日まで

### 6 職員体制

乙訓若竹苑は次の職員を配置しています。

管理者	1名（常勤・兼務）
相談支援専門員	若干名（常勤・兼務）

### 7 事業内容

- (1) 基本相談支援  
障がい者等からの相談に応じ、情報の提供等を行い、市町村や障害福祉サービス事業者等との連絡調整を行います。

## (2) サービス等利用計画の作成

障害福祉サービス等の支給決定等の申請に係るサービス等利用計画の原案を作成します。また支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整を行い、サービス等利用計画の作成を行います。

## (3) モニタリング

支給決定等の有効期間内において、利用者が継続して障害福祉サービス等を適切に利用することができるよう、サービス等利用計画が適切であるかどうかにつき、見直しを行います。また見直しの結果に基づきサービス等利用計画を変更するとともに関係者との連絡調整又は新たな支給決定に係る申請の勧奨を行います。

## 8 利用料

計画相談支援給付費は全額公費負担です。サービス等利用計画作成にかかる利用者負担はありません。(無料です)

## 9 通常の事業の実施地域

向日市、長岡京市、大山崎町の全域

## 10 対象者

身体障がい者  
知的障がい者  
精神障がい者

## 11 指定計画相談支援の提供について

### (1) サービス等利用計画の作成までの流れ

利用者の日常生活全般を支援する観点から、利用者又はご家族によるサービスの選択に資するよう、地域における指定障害福祉サービス事業者、指定一般相談支援事業者に加え、地域住民による自発的な活動によるサービス等も含めてそのサービスの内容、利用料等の情報を適正に提供します。



利用者及びその家族に面接して、利用者の心身の状況、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等を確認し利用者の希望する生活や利用者が自立した日常生活を営むことができるよう支援する上で解決すべき課題等の把握を行います。



把握した課題等に対応するために最も適切な福祉サービス等の組み合わせについて検討し利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な援助の方針、生活全般の解決すべき課題、提供される福祉サービス等の目標及びその達成時期、福祉サービス等の種類等を記載したサービス等利用計画の原案を作成し、利用者のご家族に交付します。



支給決定等が行われた後に、支給決定等の内容を踏まえて変更を行ったサービス等利用計画の原案に位置付けた福祉サービス等の担当者を招集してサービス担当者会議を開催し、計画の原案の内容を説明するとともに、担当者から専門的な見地からの意見を求めます。



担当者から専門的な見地からの意見を求めたサービス等利用計画の原案の内容について利用者又はそのご家族に対して説明し、文書により利用者又はそのご家族の同意を得た上でサービス等利用計画を完成し利用者並びに福祉サービス等の担当者に交付します。

## (2) 計画の実施状況の把握及び計画の変更等

利用者及びそのご家族、福祉サービス等の事業者との連絡を継続的に行いつつ、作成したサービス等利用計画の実施状況を把握し必要に応じて計画の変更、関係者との調整を行います。また新たな支給決定等が必要であると認められる場合には、利用者又はご家族に対し、支給決定等に係る申請の勧奨を行います。

## 1.2 サービス提供の記録

本事業所では提供したサービスについて記録を作成しサービス提供日から5年間保管するとともに利用者又はその代理人の請求に応じて閲覧又は複写物等を交付します。

## 1.3 利用者の情報管理

職員は、業務上知り得た利用者の個人情報については、正当な理由無く第三者に伝達しません。この守秘義務は、本契約が終了した後も継続して遵守します。なお、他の関連諸機関に利用者の情報を提供する際は、あらかじめ利用者（又はご家族）に同意を得るものとします。

## 1.4 苦情解決体制について

(1) 苦情解決責任者……石野 功一（施設長）

苦情受付担当者……上田 佳子（相談支援専門員）

受付時間……毎週月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 第三者委員……舟木 浩（弁護士）

(3) 京都府社会福祉協議会福祉サービス運営適正化委員会

所在地 〒604-0874

京都市中京区竹屋町通烏丸東入ル清水町375番地

京都府総合社会福祉会館（ハートピア京都）5階

電話番号 075-252-2152（FAX075-212-2450）

受付時間 午前8時45分から午後5時まで

へいせい ねん がつ にち  
平成 年 月 日

おとくにわかたけえん そうだんしえんじぎょう ていきょう かいし さい ほんしよめん もと じゅうようじこう  
乙訓若竹苑は、相談支援事業のサービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項  
の説明を行いました。

おとくにわかたけえん そうだんしえんせんもんいん しめい  
乙訓若竹苑 相談支援専門員 氏名

印

わたくし じょうき もの じゅうようじこう せつめい う おとくにわかたけえん そうだんしえんじぎょう  
私は、上記の者から重要事項の説明を受け、乙訓若竹苑での相談支援事業のサービ  
ス利用に同意しました。

おとくにわかたけえん わたくし しえん けいやく ゆうこうきかんちゅう かぎ  
なお、乙訓若竹苑が私のよりよい支援のために、契約の有効期間中に限り、サービ  
ス担当者会議等において、私の個人情報を用いることに同意します。

りょうしゃじゅうしょ  
利用者住所

しめい  
氏名

印

だいにん りょうしゃ かんけい  
代理人（利用者との関係： ）

じゅうしょ  
住所

しめい  
氏名

印